

(様式2)

## 子 ども 広 場 管 理 規 則

第1条 子ども広場（以下「広場」という。）の管理運営についてはこの規則の定めるところによる。

第2条 広場の位置は、明石市 。

第3条 広場は主として 町内およびその周辺に居住する児童に、安全な遊び場を与え児童の健全な育成をはかる。

第4条 広場の管理責任者は 。

第5条 管理責任者は、広場が駐車場、物置場、大人の遊び場など他の目的のために使用されないようにすることはもちろん、広場の美化など環境整備にあたり、子どもが楽しく遊ぶことができるようにすること。とくに、廃棄物、危険物等が放置されることのないよう管理する。

第6条 管理責任者は、児童の保護者と共に、児童が次のことを守るように指導しなければならない。

- (1) 広場において危険な遊びをしない。
- (2) 広場施設を大切に取り扱い、破損してはならない。
- (3) 他の児童に迷惑をかけてはならない。

第7条 管理責任者は、広場管理の総括者であり、常に地域関係団体との連絡、調整に努めること。

第8条 管理責任者の変更があったときは、速やかに教育長へ届出なければならない。

年 月 日

団 体 名

代表者氏名